

## 記者発表資料

平成22年5月13日

国土交通省

秋田河川国道事務所

湯沢河川国道事務所

能代河川国道事務所

## 道路維持管理費の更なるコスト縮減へ！！

### 《秋田県内直轄国道》3事務所の取り組み

道路維持管理費においては、これまでもコスト縮減を図りながら適切な維持管理に努めてまいりましたが、更なる削減を求められています。

■その一環として、今年度より「道路パトロール」においても、毎日から、2日に1回になりました。これにより、落下物等の発見や処理の遅れが生じ、道路利用者の皆様の安全な通行への影響が懸念されることから、各種道路管理協定に基づく制度、バスやタクシー協会、地域住民の皆様からの情報協力を得て、安全の確保に努めてまいります。

(資料-1)

■秋田県内における一般国道(7号・13号・46号)においても、「防雪柵」の通年設置、「除草」・「樹木剪定」の回数の削減、「道路照明」の部分的消灯など、道路維持管理コスト縮減に向け試行的に取り組んでいきます。(資料-2)

今後、地域の皆様や道路利用者の意見を伺いながら、道路通行の安全確保と適正な管理に向け検証していくこととしています。

【記者発表先】 秋田県政記者クラブ

【問い合わせ先】

□国土交通省 東北地方整備局

※秋田河川国道事務所

副所長(道路) 佐藤 寿昭  
道路管理第一課長 渡邊 好和  
道路管理第二課長 岡部 武彦

電話018(864)2291 FAX 018(864)4405

内線 205

内線 431

内線 441

※湯沢河川国道事務所

副所長(道路) 佐藤 利美  
道路管理課長 酒井 宏

電話0183(73)5350 FAX 0183(72)2025

内線 205

内線 431

※能代河川国道事務所

副所長(道路) 齊藤 文憲  
道路管理課長 長崎 有司

電話0185(70)1001 FAX 0185(70)1143

内線 205

内線 431

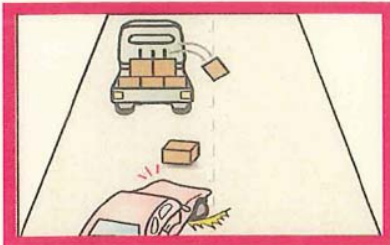
国土交通省が管理する一般国道のパトロールは、これまで毎日実施されていましたが、平成22年度から2日に1回(日本海沿岸東北自動車道、湯沢横手道路、琴丘能代道路は従来どおり毎日実施)の頻度に見直しを行っています。

これにより、落下物等の発見や処理の遅れから、道路利用者の皆様の安全な道路通行への影響が懸念されることから、次のような対応に努めて参ります。

■道路上に異状を発見したとき！！

道路利用者から情報提供のご協力をお願いします。  
**「緊急ダイヤル#9910」**

道路情報板を活用し表示



落下物(石ほか)



破損したガードレール



路面の隆起・陥没

- その他の交通障害物は？
- ・動物の死骸
  - ・穴ぼこ
  - ・段差、舗装との溝
  - ・その他、通行にキケンなもの

☆東北ロードレポーター及び防災エキスパート制度の活用

・本年度、更なる**協力・支援の要請**を行いました。

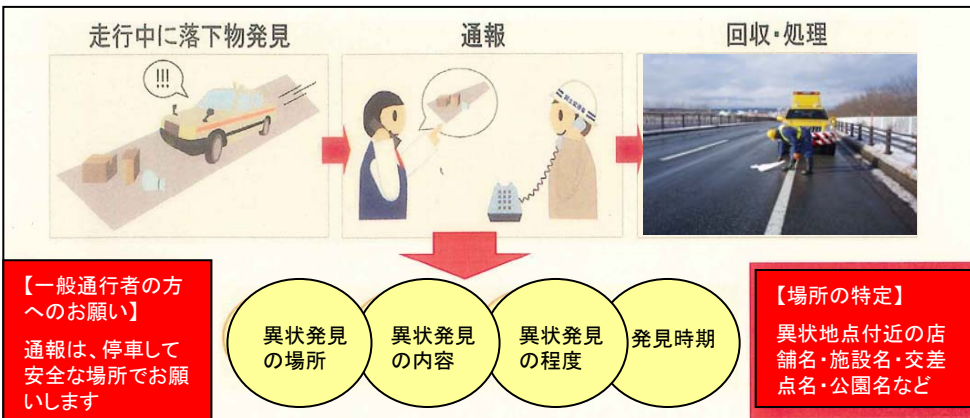
※東北地方整備局と(社)東北建設協会が協定締結を行って、ボランティアによる道路に関する異常時等の情報収集・通報の活動を行う制度。

☆秋田県内のタクシー協会

バス協会並びにトラック協会からの「情報提供協力」

・秋田県内の各協会へ「**情報提供協力**」の要請を行い、  
 快く引き受けて頂きました。

H22.4.21  
**要 請**



- 社団法人 秋田県バス協会
- 社団法人 秋田県トラック協会
- 一般社団法人 秋田県ハイヤー協会

## ☆地域住民参加型の道路管理

国土交通省を退職された方を中心に地域の皆様のご支援により、道路の施設の点検(※)を試行します。

※道路を構成する附属施設には、大切な橋やトンネル、防護柵や法面等、数多くの施設が設置されています。全てを点検することは多額の経費が掛かることから、国土交通省を退職された地域の皆様の経験や知識を活かし、道路の異状を発見する協力支援を要請しました。(ボランティア構成員28名、一般国道7号、13号、46号を対象)



構造物点検(橋梁)



法面点検

通  
報  
先

道路緊急ダイヤル #9910 (フリーダイヤル)

道の相談室 0120-106-497 (フリーダイヤル)

□国土交通省 東北地方整備局

秋田河川国道事務所・湯沢河川国道事務所・能代河川国道事務所

## ○『道の相談室』のしくみ

### ワンストップサービス

道路利用者や地域住民から寄せられる、相談、質問、意見、通報、苦情等に対し、各道路関係機関が「たらい回し」をなくし、道に関する『総合的な相談窓口』として機能させるため、国土交通省の各河川国道事務所に相談窓口を設けています。



## [道路維持管理費のコスト縮減]

### ☆防雪・防風柵

- ・年間を通じて設置します。

ただし、下記の箇所については収納(撤去)します。

- ・交差点、農道の出入り口部等、見通しの悪い箇所。
- ・日照・景観・景勝地に配慮されている箇所



### ☆除 草

- ・従来1年に2回の除草を行っていましたが、今後は交通上支障になる箇所の繁茂状況を確認しながら**1年に1回**をめどに実施します。



### ☆樹木剪定

- ・従来平均2年に1回の剪定でしたが、**平均3年に1回**をめどに実施します。

※ただし、道路標識・信号機に配慮します。



### ☆道路照明

- ・下記のような箇所で**消灯を実施**します。

- ①横断歩道がない箇所のT字路や単路部の消灯可能箇所
- ②もしもしピットにおいて複数灯有る場合
- ③橋梁など連続照明で間引き可能箇所
- ④道の駅の駐車場内の照明で間引き可能箇所  
(建物前・トイレは点灯します)

